

# 交通事故における社会的、経済的損失の推定に関する研究

指導教授 越 正 毅 4002 赤 井 克 洋  
4116 福 田 康 平

## 1 はじめに

道路交通事故はモータリゼーションの発達をもたらした最大の犠牲であろう。毎年、交通事故数は70万件以上で、死傷者数は100万人以上に上る。交通事故が個人並びに社会に多大な損害をもたらしていることは明白な事実である。

交通事故の社会的損失を金銭換算で推定することは、社会が交通事故を削減するための費用を正当化したり、費用対効果を計測するのに有用である。日本では過去に日本交通政策研究会が1977年<sup>1)</sup>、1985年<sup>2)</sup>、1991年<sup>3)</sup>の推定を、総務庁が1993年<sup>4)</sup>の推定を行っている。

本研究ではこれらの推定のうち人的損害が過小評価されているのではないかと考え、1993年における交通事故の社会的、経済的損失の推定を試みることを目的としている。

## 2 過去における交通事故損害額の推定

日本及び海外の推定における損害項目の構成割合を図 - 1 に示す。

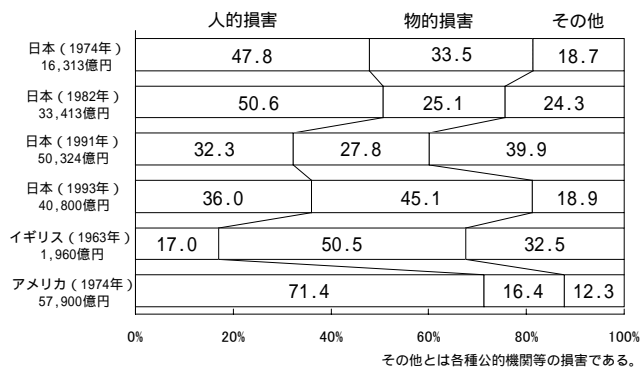


図 - 1 損害項目の構成割合

日本における人的損害は医療費、逸失利益、休業損害といった客観的損害であり、全損害額の約3～5割を占める。アメリカ<sup>5)</sup>では人的損害は賃金損失だけではなく、将来の生活における幸福の損失も考えている。そのため、人的損害の項目は多く、構成割合も約7割と高い。イギリス<sup>5)</sup>では人的損害において主観的損害を除いた社会にもたらす損害のみを計上している。

## 3 交通事故の社会的、経済的損失の推定

### (1) 推定にあたっての考え方

本研究では交通事故における社会的、経済的損失のうち、人的損害を「福祉の損失」といった観点から推定する。ここでいう福祉とは幸福、幸運、繁栄、安寧という点において、よい暮らしである状態のことであり、これによって損失を経済的損失のみにとらわれずに幅広く損害の実態を取り扱うことができるものと考えている。

### (2) 人的損害の項目

本研究において初めて取り上げた損害項目のうち、被害者本人の損害を表 - 1 に示し、本人以外の損害を表 - 2 に示す。

表 - 1 本人にもたらされる損害

本人の損害
福祉の損失 (生命の享受の損失)
精神的損害
余暇活動への損害
教育への損害
会社欠勤への損害
学業への損害
進路への影響

表 - 2 本人以外にもたらされる損害

本人以外の損害
家族の看病、介護に伴う損害
家族の精神的損害
家族の家事労働に伴う損害
家族の葬儀に伴う損失
家族の支払う養育費
家族の負債 (ローンの喪失)
家族の支払う医療費 (後遺症確定後)
家族の相続
第三者の見舞いに伴う損失
第三者の葬儀参加に伴う損失
社会の労働力の損失

### (3) 推定に用いた基本データ

1993年の死傷者数は総務庁<sup>4)</sup>のデータを使用した。死傷者数の性や年齢は警察統計の構成割合に、怪我の程度は日本損害保険協会、後遺症の程度は自賠責保険の構成割合にそれぞれ従うものとする。また、この他の死傷者の特性 (配偶者の有無、仕事の有無、時間労働者、学生、専業主婦など) の把握は就業構造基本調査 (総務庁) の構成割合より推定を行った。

## 4 推定結果

### (1) 人的損害額

人的損害額は3,915,708百万円であった。表-3に推定結果を示す。

表-3 人的損害額

損害項目		損害額(百万円)
負傷以外	余暇活動への損害	46,180
	本人 学業への損害	6,319
	本人 精神的損害	72,036
	本人 会社欠勤の損害	9,653
	小計	693,147
死亡以外	本人 家族の看病、介護に伴う損害	177,804
	本人 家族の家事労働に伴う損害	54,333
	本人 社会の労働力の損失	208,285
	本人 第三者の見舞いに伴う損失	118,536
	小計	1,764,067
後遺障害	本人 将来の収入	537,062
	本人 精神的損害	174,707
	本人 余暇活動への損害	122,056
	本人 教育への損害	39,606
	小計	1,458,494
合計		3,915,708

### (2) 物的及びその他の損害額

人的損害以外の損害は総務庁<sup>4)</sup>のデータを使用した。医療サービスの損失は本研究で推定したものであり、物的及びその他の費用は約3兆円となった。表-4に推定結果を示す。

表-4 物的及びその他の損害額

物的損害額		損害額(百万円)
		1,968,000
各種公的機関等の損失	緊急搬送費	42,918
	警察の事故処理費用	151,341
	裁判費用	38,239
	訴訟進行費用	12,428
	検察費用	27,015
	矯正費用	3,662
	保険運営費	227,292
	被害者の救済	9,332
	社会福祉(身障者)	2,890
	救急医療体制整備費	18,475
	渋滞の損失	288,332
	医療サービスの損失	302,350
小計	1,124,274	
合計		3,092,274

### (3) 全損害額

以上より、1993年の交通事故損害額は約7兆円となった。

## 6 まとめ

同年における総務庁<sup>4)</sup>による人的損害額は約1兆5千億円で、本研究の人的損害額は総務庁の約2.4倍になった。

その理由として、本研究で取り上げた項目が明らかに多いことと、総務庁と同じ項目についても推定法や考え方が違うことが挙げられる。本研究と総務庁における共通項目のみで損害額を比較したものを表-5に示す。

なお、本研究における医療サービスの損失及び総務庁における雇い主の損失は、人的損害としては推定されていないが、共通項目として比較するためにここで取り上げた。

表-5 共通項目の比較

本研究	大小関係	総務庁
医療サービスの損失 (3020億円)	=	医療費
会社欠勤の損害 (97億円)	<	休業損害
福祉及び将来収入の損失 (1兆2070億円)	>>	逸失利益
精神的損害 (9720億円)	>>	慰謝料
社会の労働力の損失 (2090億円)	>>	雇い主の損失 (820億円)
合計 2兆7000億円	>	合計 1兆5670億円

総務庁では、医療費、休業損害、逸失利益(将来収入から生活費を控除したもの)、慰謝料をまとめて推定しており、各項目毎の損害額は不明である。これらの項目の損害額の大小関係は、推定法の違いから推測されるものである。

## 7 今後の課題

- 1) 損害項目の1つである精神的損害は、算出基準が曖昧なため、より詳細なデータ(判例)の収集が必要である。
- 2) 人的損害の内、本人の損害において本人に損害認識のない赤ん坊を取り扱うことや、若年者をすべて平均余命まで生存するものとして推定することへの問題が挙げられる。
- 3) 高齢者や人口過剰な社会における人の死亡を必ずしも社会や家族の損害として取り扱うことへの検討が必要である。

## 参考文献

- 1) 日本交通政策研究会:道路交通事故の社会的損失, 日交研シリーズ, 1977年10月.
- 2), 3) 日本交通政策研究会:道路交通事故の社会的・経済的損失, 日交研シリーズ, 1986年6月, 1994年6月.
- 4) 総務庁長官交通安全対策室:交通事故の発生と人身傷害及び社会的・経済的損失に関する総合分析に関する調査研究報告書, 平成9年8月.
- 5) 日本交通政策研究会:道路交通事故による社会的損失の日米英比較, 日交研シリーズ, 1979年7月.